

平成23年3月24日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ネ)第1021号不当利得金返還請求控訴事件 (原審・福岡地方裁判所
平成21年(ワ)第5549号)

口頭弁論終結日 平成23年1月18日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

宮 田 尚 典

プ ロ ミ ス 株 式 会 社

久 保 健

八 坂 泰 生

浜 田 宏

田 瀬 憲 夫

石 田 淳

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、控訴人に対し、56万7458円及びうち2万0523円に
対する平成11年7月8日から、うち51万5167円に対する平成21年
2月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人のその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

3 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、61万9264円及びうち57万7023円に
対する平成21年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払
え。

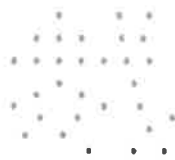
3 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

4 2, 3項につき仮執行宣言

第2 事案の概要（略語は、特に断りがない限り、原判決の表記による。）

1 本件は、貸金業者である被控訴人及びその子会社（クオークローン。商号は、
当初、リッチ株式会社であったが、その後、順次、株式会社ぷらっと、株式会
社クオークローン、株式会社タンポートと変更され、現在は、株式会社クラヴ
イスとなっている。）との間で借主として継続的な金銭消費貸借取引（以下、
クオークローンとの間の取引を「本件クオークローン取引」という。）をした
控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人において本件クオークローン取引につい
てクオークローンの契約上の地位を承継するなどしたから、その後の被控訴人
との取引（本件取引イ。本件クオークローン取引と本件取引イを併せて、以下
「本件第2取引」ということがある。）と一連のものとして計算すべきである
ところ、控訴人の弁済金のうち利息制限法所定の利息の制限額を超えて利息と
して支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生しており、また、被控訴
人及びクオークローンは悪意の受益者に当たると主張し、不当利得に基づき、
本件クオークローン取引に先行する控訴人と被控訴人との固有の取引（本件取
引ア）及び本件第2取引それぞれについての各過払金元本並びに民法所定の年
5分の割合による確定利息及び利息の支払を求めた事案である。

なお、原審で、控訴人が本件クオークローン取引に相当する取引は控訴人と
被控訴人との取引であると主張したのに対し、当初、被控訴人がこれを自認し
ていたが、後に撤回して、同取引は控訴人とクオークローンとの取引すなわち
本件クオークローン取引であると主張する（自白の撤回）に至った。また、控
訴人が、請求原因として当初主張していた取引の金額を後に改めたにもかかわ



らず、これに応じて請求の減縮をしていないため、控訴人が、請求の趣旨として支払を求める金額は、上記計算上の金額と整合しない。

原審は、本件第2取引について、控訴人の被控訴人によるクオークローンの契約上の地位の承継等の主張をいずれも排斥し、クオークローンの過払金返還債務は被控訴人に承継されず、控訴人と被控訴人との間においては控訴人の借入金返還債務が残存し、他方、本件取引アについては被控訴人に過払金返還債務が発生しているが、この債務と本件第2取引（本件取引イ）における控訴人の貸金債権とを対当額で相殺すると、被控訴人に過払金返還債務は残存しない旨判断して、控訴人の請求を棄却した。そこで、控訴人が控訴した。

- 2(1) 争いのない事実等、主な争点及びこれに対する当事者の主張は、後記(2)で補正し、同3で当審において当事者が補充した主張を加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の第2の1及び2のとおりであるから、これを引用する（以下、原判決を引用ないし摘示するときは、「原判決第2の1」のように表示する。ただし、当審において補正があるときは、それによる。）。

(2) 原判決の補正

ア 2頁15行目の「以下同じ」を「特に断りがない限り、以下同様とする。」と、同23行目から同24行目にかけての「貸付取引」を「貸付取引における基本契約（借入極度額基本契約）」とそれぞれ改める。

イ 3頁6行目冒頭から同12行目末尾までを次のとおり改める。

「被控訴人、クオークローン、被控訴人の子会社であるサンライフ株式会社（以下「サンライフ」という。）は、平成19年6月18日、「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」により、クオークローンの債権を被控訴人に対して移行することなどを定めたが、被控訴人、クオークローンは、同日、上記基本合意書で定める債権移行のうち、被控訴人の取り扱う切替契約（被控訴人とクオークローンの顧客との間で締結される、被控訴人が取り扱う極度貸付基本契約を含む消費

者向け無担保ローンに関する契約)におけるクオークローンの媒介業務等に関して、業務提携契約(以下「本件業務提携契約」という。)を締結し(その際作成された「業務提携契約書」(甲2, 7)を、以下「本件業務提携契約書」という。), クオークローンが契約顧客(被控訴人と切替契約を締結した顧客)に対して負担する一切の債務(以下「負担債務」という。)について、被控訴人とクオークローン双方が連帯してその責めを負う旨の包括的合意(本件業務提携契約5条2項。以下「本件合意」という。)をした。

本件業務提携契約には、ほかに、その目的につき、上記基本契約書で定める債権移行に伴う切替契約の実施に当たり、クオークローンの顧客の利益の保護を図るとともに、切替契約に係る業務を潤滑に推進することを目的とする(1条1項)、対象顧客(クオークローンが有する対象債権のうち、被控訴人又はクオークローンが行う切替契約の案内の対象となる顧客)の選定に当たっては両社協議の上定めるものとする(2条2号)、被控訴人は、申込顧客(対象顧客のうち、クオークローンとの間で切替契約の締結を希望する顧客)の契約意思確認を行った上で、申込顧客と契約する(4条7号)旨などが定められていた(甲2, 7, 15, 19, 弁論の全趣旨)。

ウ 3頁12行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(4)ア 被控訴人は、本件業務提携契約に基づく契約の切替えの案内として、控訴人に対し、「残高確認書兼振込代行申込書」と題する被控訴人、クオークローン、サンライフ宛ての書面(甲32。この書面を、以下「本件確認書」という。)を交付した。本件確認書には、冒頭に「私は、プロミスグループ再編により、株式会社クオークローン(中略)に対して負担する債務を、新たにプロミス株式会社からの借入により完済する契約の切替について、以下の1から4の内

容を確認・依頼・同意のうえ署名します。」と記載され、①（１項）受付日におけるクオークローンに対する債務の額（元本・利息）、②（２項）クオークローンに対する債務を完済するため、クオークローンの預金口座への振込代行を依頼する旨、③（３項）クオークローンとの契約に係る書類及び交付される領収書について破棄、郵送等を依頼する旨、④（４項）「契約切替後のお問合せ窓口、および株式会社クオークローン（中略）における本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」として、クオークローンとの取引に係る紛争の窓口を被控訴人とする旨が記載されていた。

控訴人は、本件確認書に署名し、平成１９年７月１３日付けのクオークローンに対する債務の元利合計は４９万８３４３円であり、同金額の振込代行やクオークローンとの契約に係る書類等の破棄を依頼する旨記載して、同日、これを被控訴人に交付した（甲３２，弁論の全趣旨）。

イ 控訴人は、平成１９年７月１３日、被控訴人との間で、次の内容の金銭消費貸借に係る基本契約を締結した（甲３３の１，乙３。この基本契約を、以下「本件第２基本契約」という。）。

借入極度額 ４９万８３４３円

借入利率 年２５．５５０％（年３６５日の日割計算）

遅延利率 年２９．２００％（年３６５日の日割計算）

支払期日 毎月１３日

支払方式 残高スライド元利定額支払方式

特 約 控訴人が支払停止となったときは、被控訴人からの通知催告がなくとも当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払う。

ウ 被控訴人は、平成19年7月13日、本件確認書に基づき、クオークローンに対し、本件クオークローン取引に係る控訴人の約定債務元利合計金として49万8343円を振り込んでこれを完済し、控訴人に対する貸金として同額を計上した（甲33の2）。」

エ 3頁13行目冒頭の「(4)」を「(5)」と、同22行目冒頭の「(5)」を「(6)」とそれぞれ改める。

オ 5頁24行目、同25行目、同末行目の各「被告」をいずれも「被控訴人及びクオークローン」と改め、6頁2行目の「被告は、」の次に「被控訴人及びクオークローンにおいては」を加え、同4行目、同5行目、同7行目の各「被告」をいずれも「被控訴人及びクオークローン」と改める。

3 当審において当事者が補充した主張

- (1) 被控訴人とクオークローンとの間で締結された、被控訴人がクオークローンの過払金返還債務を併存的に引き受ける旨の契約（本件合意）について、平成20年12月15日（本件変更契約締結日）より前に、控訴人が受益の意思表示をしたか（争点(2)関係）

（控訴人）

ア(ア) 被控訴人は、貸金業を巡る社会経済情勢が厳しくなってきたことから、プロミスグループと称していた関連金融子会社を再編することとし、その一環として、廃業を予定するクオークローン等の顧客の中から、いわゆる優良顧客を選別して、以後、その者との間で継続的な貸付取引を行って収益を取得する意図の下に、クオークローンと本件業務提携契約を締結したものであり、かつ、自己の顧客として取り込んだクオークローンの顧客から過払金返還請求を受けることを想定して、円滑な上記プロミスグループの再編を実現するため、本件合意を行った。

- (イ) 被控訴人は、クオークローンの顧客のうち被控訴人との間で切替契約（本件業務提携契約2条1号）を締結する者（契約顧客）の選定を、本

件業務提携契約に基づき、クオークローンから顧客情報を得た上、同社との間で事前に協議して行っており、控訴人もそのような作業を経て選定されている。そして、切替契約における借入極度額の設定及び実際の借入金が本件クオークローン取引の約定の残債務額と同額に設定されたことを併せ考慮すると、被控訴人は、本件クオークローン取引の履歴を承知していたものというべきである。

(ウ) 他方、本件確認書（甲 3 2）の冒頭の文言（争いのない事実等(4)ア）については、一般の顧客からすれば、従前の貸付取引及びこれに係る権利義務が被控訴人に承継されるものと理解する余地がある。そして、切替手続の経緯や控訴人の負債額からすれば、控訴人が債権切替えについて主体的に判断したというのは困難であり、むしろ、被控訴人の従業員の説明及び指示のまま、本件第 2 基本契約の申込書（乙 3）や本件確認書の作成、提出をしたものというべきである。

イ 以上のほか、本件確認書の冒頭及び 4 項の記載（争いのない事実等(4)ア）からすれば、被控訴人は、本件クオークローン取引に係る以後の法律上の問題及び権利義務に関する処理は被控訴人において行うこととし、その一内容として、本件合意に基づいてクオークローンとの関係において、本件クオークローン取引に係る過払金返還債務を負っていた被控訴人において、これを引き受ける旨の意思を控訴人に対しても表示していたものというべきである。そして、本件確認書 3 項において、同取引についての契約に係る書類及び領収書、すなわち、同取引の重要な証拠書類の破棄を被控訴人又はクオークローンに依頼することを被控訴人側が自ら選択肢として設け、控訴人がこれを選択したことは、当事者間において以後の同取引の管理及び処理を被控訴人において引き受けることを黙示的に合意したというべきである。

そうすると、切替手続を進める過程において、控訴人が本件第 2 基本契

約の申込書（乙３）及び本件確認書を作成し、被控訴人に提出したが、これは、控訴人が、少なくとも本件クオークローン取引について過払状態にある等の蓋然性が生じた場合には、被控訴人がその過払金返還請求の相手方になることを了解したものであるというべきであり、黙示の受益の意思表示をしたと認められる。

（被控訴人）

争う。原判決の認定、判断に誤りはない。

控訴人は、平成１９年７月１３日当時、第三者のためにする契約としての債務引受合意の存在及び同合意について受益の意思表示をすることによって権利が発生するという法律効果を全く認識していなかったから（本件第２基本契約の申込書（乙３）、本件確認書（甲３２）上、これをうかがわせる記載はない。）、明示又は黙示に上記受益の意思表示をしたものとは認められない。

また、上記受益の意思表示が諾約者に対する契約の利益を享受する意思の表明であることからすれば、受益の意思表示は、少なくとも第三者が諾約者に対して権利を行使する意思のあることが明確に看取できるものであることを要する。しかし、控訴人が、被控訴人に対して本件クオークローン取引を発生原因とする権利を行使する意思を有していることについては、上記各書面（甲３２、乙３）のいずれの記載からも看取できない。

（２）信義則違反（争点（２）関係）

（控訴人）

次の事情からすれば、被控訴人が、控訴人による受益の意思表示のないことを理由に過払金の支払を免れるとするのは信義則に反する。

ア 被控訴人は、本件クオークローン取引について過払金が生じていることについて、少なくともそれを予測できる状況にありながら、なお、同取引において４９万８３４３円の借入金債務が存在するものとして切替手続

をし、控訴人に対し同額の貸付けを行ったところ、上記切替手続は、過払状態にある同取引の貸主であるクオークローンの親会社である被控訴人が主導し、かつ、本件第2基本契約に基づく貸付金は本件クオークローン取引の弁済に充てることのみが予定され、その振込みも被控訴人が代行し、控訴人が上記貸付けをその判断で自由に利用、処分し得ないとする枠組みが採られたものであって、控訴人に対し、本来支払う必要のない金員を貸付金としてその利息を含めた返還義務を負わせるものであったというべきである。

イ 本件業務提携契約及びその一環としての切替手続は、控訴人が何ら関係しない被控訴人とクオークローン側の事情によってされたものである。

ウ 被控訴人は、本件業務提携契約の締結時点で、クオークローンが廃業により収益を得る方法が途絶し、その顧客からの過払金返還請求に対応することが著しく困難となる事態に至ることについて、少なくとも予見可能であったというべきであり、かつ、そのような事態が生じるのは、被控訴人の本件業務提携契約が実現したことによる結果であることを予見していたというべきである。

エ 被控訴人が、切替手続の際に、被控訴人に対して本件クオークローン取引に係る過払金返還債務の履行を求めるためには受益の意思表示を要する旨を具体的・直接的に説明しなかったのは、自らが、本件合意に基づいて上記過払金返還債務を履行することを前提としていたためである。そして、被控訴人の上記対応によって、控訴人は、切替手続について熟慮する機会が与えられていなかったというべきである。

(被控訴人)

争う。原判決の認定、判断に誤りはない。

被控訴人が、クオークローンの控訴人に対する過払金返還債務の履行を妨害し、又は、控訴人のクオークローンに対する請求を困難にさせたことはな

い。また、被控訴人は、控訴人のクオークローンに対する請求が困難になることを予見していなかった上、これが予見可能であるともいえないところ、被控訴人において、クオークローンの将来の危険を顧客に負担させつつ、被控訴人が利益を図る意図を有してはいなかった。顧客に切替契約に応じるように強制した事実はなく、切替契約に応じたことによる事後の事実上の危険を、社会的相当性を逸脱する方法で、顧客に負担させたとはいえない。以上からすると、被控訴人について信義則違反となる事情は存しない。

(3) 取引の個数（争点(3)）

（控訴人）

本件合意について控訴人が受益の意思表示をしており、また、被控訴人が控訴人による受益の意思表示がないことを信義則上主張できないものであることに加え、本件において、当事者間において、本件第2基本契約に基づく新たな貸付金を弁済資金として、本件クオークローン取引に係る約定の借入金債務について、これを全て支払うとした上で、以後、本件取引イを行うこととする枠組みを形成し、控訴人と被控訴人間の権利義務関係の簡明化を図っていることに照らせば、切替手続の一環として締結された本件第2基本契約は、本件クオークローン取引に係る過払金を本件第2基本契約における借入金債務の弁済に充当する旨の合意（充当合意）を含んでいると解すべきである。

（被控訴人）

争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件取引ウに関する自白の成否及びその撤回の効力（争点(1)）について

争点(1)についての当裁判所の判断は、原判決第3の1のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決6頁20行目から同21行目にかけての「有効であるというべきである」の次に「（したがって、本件取引ウと本件クオー

クローン取引は同一の取引であると認められる。）」を加える。))。

2 契約上の地位の移転・併存的債務引受等の成否 (争点(2)) について

(1) 契約上の地位の移転について

控訴人は、クオークローンと被控訴人との間において、本件クオークローン取引（本件取引ウ）につき契約上の地位の移転の合意があった旨主張する。

しかしながら、本件業務提携契約書（甲 2， 7）には上記契約上の地位の移転の合意があることを明示する条項の定めはなく、また、本件確認書（甲 3 1）にも契約上の地位の移転があったことを明示する記載はなく、かえって、本件業務提携契約においては、被控訴人が顧客との契約を継続させるためには、別途切替手続を要するとされていること（被控訴人は、申込顧客の契約意思確認を行った上で、申込顧客と契約する（4 条 7 号）などとされている。）、控訴人と被控訴人との間においても切替手続が行われ、本件第 2 基本契約が締結された上で、本件取引イが行われたこと（争いのない事実等(4)）に照らすと、クオークローンと被控訴人との間において契約上の地位移転の合意があったと認めることはできない。控訴人の主張は採用できない。

(2) 控訴人が平成 20 年 12 月 15 日（本件変更契約締結日）より前に本件合意について受益の意思表示をしたか

ア 争いのない事実等(3)を前提とすると、被控訴人とクオークローンとの間の本件業務提携契約に含まれる本件合意は、併存的債務引受の趣旨であると認められる。そして、併存的債務引受を内容とする合意は、第三者のためにする契約に当たり、債権者の権利が発生するためには、債務者と引受人との間の合意に加えて、債権者の受益の意思表示を要する（民法 537 条 2 項）ところ、債権者は引受人に対して請求その他債権者としての権利を行使すればこれが受益の意思表示となると解される。しかして、本件の場合、被控訴人とクオークローンは、平成 20 年 12 月 15 日付けの本件変更契約によって、被控訴人がクオークローンの債務を併存的に引き受け

るのは、同日以前に被控訴人に対し取引開示又は負担債務の支払の申し出をした者に限定する旨本件合意を変更しているため（争いのない事実等（5））、控訴人が、同日より前に、上記受益の意思表示をしたか否かについて検討する。

イ(ア) 控訴人が、平成19年7月13日当時、クオークローンと被控訴人との間における第三者のためにする契約としての併存的債務引受の合意（本件合意）の存在を具体的に認識していたことについては、これを認めるに足りる証拠はなく、被控訴人は、この点を捉えて、控訴人が明示又は黙示に受益の意思表示をしたものとはいえない旨主張する。

イ(イ) そこで検討するのに、被控訴人は、子会社の再編という目的のため本件業務提携契約の締結を行ったものであり、その一環として行われる切替手続は、クオークローンの顧客を自己の顧客に移行させ、プロミスグループとの取引を継続させるためのものであって、被控訴人にとって利益となるものである。

他方、利息制限法の制限を超過する約定利息の定めがあり、その取引が相当期間継続している金銭消費貸借取引においては、いわゆる過払状態に至っていることが多いと考えられるところ、控訴人を含む顧客（借主）にとっては、本件業務提携契約の締結や本件において切替手続がされた平成19年6月ないし7月当時、既に過払の状態に至っていたのであって、クオークローンに対して過払金の返還請求ができた可能性が高く、債権切替えにより、過払金額が更に増加する可能性が高いものであった（実際に、控訴人の場合、切替手続がされた同年7月13日当時、原判決別紙2番号172のとおり、過払の状態になっている。）。しかも、顧客が貸金業者から過払金を回収できるか否かは、貸金業者の営業の状態や資力等によるところが大きいところ、上記の時期において、クオークローンは同年10月までに営業を終了し、全店舗を閉鎖すること

が予定されており（争いのない事実等(3)），控訴人が債権切替えによって増加した過払金をクオークローンから回収することは困難であったとすることができる。以上の状況に照らすと，切替手続は，控訴人を含む顧客にとって，利益となるものであるということとはできない。

さらに，当時，一般に，貸金業者であれば，相当期間継続している金銭消費貸借取引については，借主から過払金返還請求がされることを十分に予想できる状況にあったといえるから，被控訴人は，控訴人を含むクオークローンの顧客の多くに，切替手続によって上記のような不利益が生じることを認識していたものであり，被控訴人が，クオークローンとの間の本件業務提携契約について，あえて，切替契約の実施に当たりクオークローンの顧客の利益の保護を図ることを契約の目的の一つとすることを規定したのは（本件業務提携契約書1条1項。争いのない事実等(3)），上記認識に基づくものであると認められる。

そして，被控訴人とクオークローンとの間における本件業務提携契約において，被控訴人が本件クオークローン取引から生じたクオークローンの債務について併存的に引き受ける旨の本件合意がされたのは，切替手続における控訴人を含む顧客の不利益を認識しつつ，切替後にクオークローンの顧客が過払金返還請求を行うことを想定し，これを被控訴人において処理することを取り決めることによって，円滑なグループ企業の再編を実現するためであると考えられる。

- (ウ) また，被控訴人と控訴人を含む顧客との間の具体的な切替手続を見ると，①被控訴人が，切替手続の際に顧客に本件確認書の用紙を交付したところ，本件確認書には，プロミスグループの再編により，顧客がクオークローンに対して負担する債務について，新たに被控訴人からの借入れによって完済すること等を内容とする契約の切替えを行うこと，被控訴人がクオークローンに対する債務の返済事務を遂行するために同社の

預金口座への振込みを代行して行うことや、クオークローンとの契約に係る書類及び交付される領収書（これらの書類は、借主が返済した事実を証するための重要なものであり、借主が債務を完済した場合、貸金業者から借主に対して交付等することが義務付けられているものである。貸金業法18条、22条）についての破棄等の事務を行うこと、顧客はクオークローンとの取引から生じる紛争についても、被控訴人が窓口となることに異議を述べないこと等の条項が記載され、②被控訴人が、控訴人に対し、顧客がクオークローンに対して負担していた約定の元利金と同一の金額を貸付極度額とする基本契約を締結し、同額を貸し付けることとされ、さらに、③被控訴人が控訴人を含む顧客に対して、債権切替えによって顧客が受ける上記(イ)の不利益について説明しなかったことが認められる（甲30の2、弁論の全趣旨）。

以上のような切替手続時における被控訴人の行動についての定め等は、単に、被控訴人において、本件クオークローン取引に係る以後の法律上の問題及び権利義務に関する事務を被控訴人において事実上行うことを意味するのみならず、本件クオークローン取引から生じたクオークローンの債務についても、被控訴人が責任をもって処理することを外形的に示したものであるといえることができる。

(エ) また、第三者のためにする契約において、受益の意思表示が権利の発生要件とされているのは、第三者にとって、同契約によって受ける給付が利益となるものであっても、その意思に反してまでこれを強いることは妥当でないという考慮に基づくものであることからすると、受益の意思表示の内容は、このような観点から、第三者において積極的に受益を否定するものでない限りある程度抽象的なものであっても足りるというべきである。そして、上記(イ)、(ウ)を併せ考慮すると、被控訴人は、切替手続によって控訴人を含む顧客に上記(イ)の不利益が生じることを認識し

つつ、プロミスグループの再編のために本件合意をしたのであるから、切替手続に応じた顧客が本件合意による利益を享受することを当然に予定していたというべきであり、また、実際の切替手続においても、本件クオークローン取引から生じたクオークローンの債務について被控訴人が責任をもって処理することを外形的に示したといえることからすると、本件合意には、少なくとも、顧客による明示的な受益の意思表示までは不要とする旨の趣旨が含まれていたと解するのが相当である。

(オ) 本件において、控訴人が、本件確認書に必要事項を記入の上、署名し、これを被控訴人に交付しているところ、これは、黙示的に、以後、本件クオークローン取引から生じたクオークローンの債務についても被控訴人が責任をもって処理することを依頼したものであるということができ、本件合意について受益の意思表示をしたものと認めるのが相当である。

以上に反する被控訴人の主張は採用できない。

(3) 信義則違反について

仮に、本件合意において顧客による明示的な受益の意思表示までは不要とする趣旨が含まれず、本件合意について控訴人が黙示的にも受益の意思表示をしたものとは認められないとしても、被控訴人は、上記(2)イ(ウ)のとおり、切替手続時に、本件クオークローン取引から生じたクオークローンの過払金返還債務についても、被控訴人が責任をもって処理することを外形的に示している上、同(エ)のとおり、切替手続における控訴人を含む顧客の不利益を認識しつつ、切替後にクオークローンの顧客が過払金返還請求を行うことを想定し、これを被控訴人において処理することを取り決めることによって、円滑な再編を実現するため、本件合意を締結したことに照らすと、被控訴人が、控訴人による受益の意思表示がないことを理由に本件合意に基づく効果の発生を否定するのは、信義則に反するものというべきである。

以上に反する被控訴人の主張は採用できない。



(4) 以上からすると、被控訴人は、本件クオークローン取引から生じた過払金について、控訴人に対して返還すべき債務を負う。

3 取引の個数（争点(3)）について

被控訴人は、本件クオークローン取引から生じた過払金について返還義務を負っていること（本件業務提携契約5条によれば、被控訴人はクラヴィスと顧客との間の取引から生じた過払金の返還債務を負担することを想定していたと認められるところ、控訴人が本件合意につき受益の意思表示をし、又は、少なくとも、被控訴人が控訴人の受益の意思表示がないことを理由に本件合意に基づく効果の発生を否定するのは信義則に反するものであることから、被控訴人が上記過払金返還義務を負い（上記1(2)ないし(4)）、被控訴人の上記想定のとおりとなっている。）、控訴人と被控訴人との間で行われた債権切替えは、本件クオークローン取引に係る約定の借入金債務を全て清算し、その後に両名の間の取引を継続することを目的として行われ、控訴人と被控訴人間の権利義務関係の簡明化を図ったものであり、被控訴人からその貸付金に相当する金額が直接クオークローンに払い込まれていることに照らすと、切替手続の一環として締結された本件第2基本契約には、本件クオークローン取引に係る過払金を本件第2基本契約における借入金債務の弁済に充当する旨の合意（充当合意）を含んでいると解すべきであり、本件クオークローン取引と本件第2基本契約に基づく取引（本件取引イ）は一体のものとして扱うのが相当である。

以上に反する被控訴人の主張は採用できない。

4 被控訴人及びクオークローンは悪意の受益者か（争点(4)）について

(1) 争点(4)についての当裁判所の判断は、後記(2)で補正するほか、原判決第3の3（ただし、原判決10頁24行目から12頁9行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 10頁25行目の「貸金業法43条1項」の次に「（ただし、平成18



年法律第115号による改正前のもの。以下同様とする。)」を加える。

イ 11頁5行目、同7行目の各「被告」をいずれも「被控訴人及びクオークローン」と改め、同20行目から同21行目にかけての「被告の一般的な」を「被控訴人及びクオークローンの一般的な」と、同21行目の「被告」を「被控訴人及びクオークローン」とそれぞれ改める。

5(1) 以上を前提にして、控訴人との取引について利息制限法を適用して計算した結果は、本件取引アについては原判決別紙1計算書のとおりであり、本件第2取引（本件クオークローン取引（本件取引ウ）及び本件取引イ）については同別紙2計算書のとおりである。なお、控訴人は、平成19年7月13日に被控訴人から49万8343円を借り入れ、クオークローンに同額を返済していることが認められるが、同日の上記借入れと返済を計上しなくとも、上記過払金元本及び利息の金額は変わらない。

これによれば、被控訴人の控訴人に対する貸付債権はいずれも残存しておらず、控訴人は、被控訴人に対し、後記(2)のとおり、過払金等の支払請求権を有する。

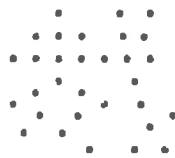
被控訴人は、被控訴人が控訴人に対して有する本件取引イにおける貸金返還債権を自働債権、控訴人が被控訴人に対して有する本件取引アにおける過払金返還請求債権を受働債権として、対当額で相殺する旨の主張をするが、本件取引イにおける被控訴人の貸金返還債権は、上記のとおり存しないから、被控訴人の上記主張は採用できない。

(2) 控訴人は、被控訴人に対し、次の過払金等の支払請求権を有する。

ア 本件取引ア関係

過払金元本2万0523円及びこれに対する最終支払日の翌日である平成11年7月8日から支払済みまで年5分の割合による利息（原判決別紙1のとおり）

イ 本件第2取引関係



過払金元本 51 万 5167 円、本件第 2 取引についての最終取引日である平成 21 年 2 月 10 日における確定利息合計 3 万 1768 円、及び上記 51 万 5167 円に対する平成 21 年 2 月 11 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による利息（原判決別紙 2 のとおり）

6 以上のとおり、控訴人の請求は、上記 5(2)の限度で理由がある。

よって、これとは異なる原判決は一部失当であるから、その旨変更することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第 5 民事部

裁判長裁判官 西 謙 二

裁判官 脇 由 紀

裁判官 桂 木 正 樹

これは正本である。

平成23年3月24日

福岡高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 堤 浩 志

